就労移行支援(養成)

令和6年4月報酬単価

就職後6月以上定着率が

就労移行支援	定員20人以下	5割以上の場合	756	単位
サービス費(Ⅱ)		4割以上5割未満の場合	644	単位
		3割以上4割未満の場合	553	単位
		2割以上3割未満の場合	468	単位
		1割以上2割未満の場合	381	単位
		O割以上1割未満の場合	348	単位
		0の場合	323	単位
	定員21人以上40人以下	5割以上の場合	699	単位
		4割以上5割未満の場合	587	単位
		3割以上4割未満の場合	495	単位
		2割以上3割未満の場合	433	単位
		1割以上2割未満の場合	351	単位
		0割以上1割未満の場合	313	単位
		0の場合	291	単位
	定員41人以上60人以下	5割以上の場合		単位
		4割以上5割未満の場合	560	単位
		3割以上4割未満の場合	464	単位
		2割以上3割未満の場合	402	単位
		1割以上2割未満の場合	338	単位
		O割以上1割未満の場合	295	単位
		0の場合	272	単位
	定員61人以上80人以下	5割以上の場合	658	単位
		4割以上5割未満の場合	554	単位
		3割以上4割未満の場合	453	単位
		2割以上3割未満の場合	384	単位
		1割以上2割未満の場合	338	単位
		0割以上1割未満の場合	286	単位
		0の場合	266	単位
	定員81人以上	5割以上の場合	653	単位
		4割以上5割未満の場合		単位
		3割以上4割未満の場合		単位
1	!		.00	714

令和4年10月報酬単価

就職後6月以上定着率が

就労移行支援	定員20人以下	5割以上の場合	736	単位
サービス費(Ⅱ)		4割以上5割未満の場合	625	単位
		3割以上4割未満の場合	535	単位
		2割以上3割未満の場合	450	単位
		1割以上2割未満の場合	363	単位
		O割以上1割未満の場合	330	単位
		0の場合	305	単位
	定員21人以上40人以下	5割以上の場合	679	単位
		4割以上5割未満の場合	568	単位
		3割以上4割未満の場合	477	単位
		2割以上3割未満の場合	415	単位
		1割以上2割未満の場合	333	単位
		O割以上1割未満の場合	295	単位
		0の場合	273	単位
	定員41人以上60人以下	5割以上の場合	645	単位
		4割以上5割未満の場合	541	単位
		3割以上4割未満の場合	446	単位
		2割以上3割未満の場合	384	単位
		1割以上2割未満の場合	320	単位
		O割以上1割未満の場合	277	単位
		0の場合	254	単位
	定員61人以上80人以下	5割以上の場合	638	単位
		4割以上5割未満の場合	535	単位
		3割以上4割未満の場合	435	単位
		2割以上3割未満の場合	366	単位
		1割以上2割未満の場合		単位
		0割以上1割未満の場合		単位
		0の場合		単位
	定員81人以上	5割以上の場合		単位
	た長いハダエ	4割以上5割未満の場合		単位
		3割以上4割未満の場合		単位
		3刮以工4刮不何の場合	421	中心

1

2割以上3割未満の場合	363 単位		2割以上3割未満の場合
1割以上2割未満の場合	337 単位		1割以上2割未満の場合
0割以上1割未満の場合	277 単位		O割以上1割未満の場合
0の場合	258 単位		0の場合

345 単位 319 単位 259 単位 240 単位

就労移行支援(養成)

令和6年4月報酬単価

地方公共団体の指定就労移行支援事業所	96.5	%	
定員超過利用減算	70	%	
従業員欠如減算			
減算が適用される月から2月目まで	70	%	
3月以上連続して減算の場合	50	%	
サービス管理責任者欠如減算			
減算が適用される月から4月目まで	70	%	
5月以上連続して減算の場合	50	%	
就労移行支援計画未作成減算			
減算が適用される月から2月目まで	70	%	
3月以上連続して減算の場合	50	%	
標準利用期間超過減算	95	%	
身体拘束廃止未実施減算	90	%	新設
(障害者支援施設が行う就労移行支援の場合)			
身体拘束廃止未実施減算	99	%	新設
(障害者支援施設以外が行う就労移行支援の場合			
虐待防止措置未実施減算	99	%	新設
業務継続計画未策定減算	97	%	新設
(障害者支援施設が行う就労移行支援の場合)			
業務継続計画未策定減算	99	%	新設
(障害者支援施設以外が行う就労移行支援の場合)			
情報公表未報告減算	90	%	新設
(障害者支援施設が行う就労移行支援の場合)			
情報公表未報告減算	95	%	新設

令和4年10月報酬単価

地方公共団体の指定就労移行支援事業所	96.5	%
定員超過利用減算	70	%
従業員欠如減算		
減算が適用される月から2月目まで	70	%
3月以上連続して減算の場合	50	%
サービス管理責任者欠如減算		
減算が適用される月から4月目まで	70	%
5月以上連続して減算の場合	50	%
就労移行支援計画未作成減算		
減算が適用される月から2月目まで	70	%
3月以上連続して減算の場合	50	%
標準利用期間超過減算	95	%
身体拘束廃止未実施減算	-5	単位

(障害者支援施設以外が行う就労移行支援の場合)			
福祉専門職員配置等加算(I)	15	単位	
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	10	単位	
福祉専門職員配置等加算(皿)	6	単位	
就労支援関係研修修了加算	6	単位	
視覚·聴覚言語障害者支援体制加算(I)		単位	新
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)	41	単位	新
高次脳機能障害者支援体制加算	41	単位	新
初期加算		単位	
訪問支援特別加算(月2回を限度)			
1時間未満	187	単位	
1時間以上	280	単位	
欠席時対応加算(月4回を限度)	94	単位	
医療連携体制加算(I)	32	単位	
※医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護(の		
提供時間が1時間未満である場合			
医療連携体制加算(Ⅱ)	63	単位	
※医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護	の		
提供時間が1時間以上2時間未満である場合			
医療連携体制加算(皿)	125	単位	
※医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護	の		
提供時間が2時間以上である場合			
医療連携体制加算(IV)			
利用者が1人	800	単位	
利用者が2人	500	単位	
利用者が3人以上8人以下	400	単位	
· ·			:

福祉専門職員配置等加算(I)	15	単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	10	単位
福祉専門職員配置等加算(皿)	6	単位
就労支援関係研修修了加算	6	単位
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41	単位
初期加算	30	単位
訪問支援特別加算		
1時間未満	187	単位
1時間以上	280	単位
欠席時対応加算	94	単位
医療連携体制加算(I)	32	単位
医療連携体制加算(Ⅱ)	63	単位
医療連携体制加算(皿)	125	単位
医療連携体制加算(IV)		
利用者が1人	800	単位
利用者が2人	500	単位
利用者が3人以上8人以下	400	単位
医療連携体制加算(V)	500	単位
医療連携体制加算(VI)	100	単位

※医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合			
医療連携体制加算(V)	500	単位	
医療連携体制加算(VI)	100	単位	
利用者負担上限額管理加算	150	単位	
食事提供体制加算	30	単位	
移行準備支援体制加算	41	単位	
送迎加算(I)	21	単位	
※同一敷地内	70	%	
送迎加算(Ⅱ)	10	単位	
※同一敷地内	70	%	
障害福祉サービスの体験利用支援加算			
障害福祉サービスの体験利用支援加算(I)	500	単位	
※地域生活支援拠点等の場合	+50	単位	
障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	250	単位	
※地域生活支援拠点等の場合	+50	単位	
通勤訓練加算	800	単位	
在宅時生活支援サービス加算	300	単位	
社会生活支援特別加算	480	単位	
地域連携会議実施加算(I)	583	単位	新設
地域連携会議実施加算(Ⅱ)	408	単位	新設
%(I)(I)合わせて1月に1回かつ1年につき4回を限度とする。			
緊急受入加算	100	単位	新設
集中的支援加算(月4回を限度)	1000	単位	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(I)	10.3		新設
福祉·介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	10.1	%	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(皿)	8.6	%	新設

关:(1) 加省(I)	単位 単位 単位 (%)
食事提供体制加算 30 単 移行準備支援体制加算 41 単 送迎加算(I) 21 単 ※同一敷地内 70 %	単位 単位 単位 (%)
食事提供体制加算 30 単 移行準備支援体制加算 41 単 送迎加算(I) 21 単 ※同一敷地内 70 %	単位 単位 単位 (%)
移行準備支援体制加算 41 単 送迎加算(I) 21 単 ※同一敷地内 70 %	単位 単位 () ()
送迎加算(I) 21 单 ※同一敷地内 70 %	単位 %
※同一敷地内 70 %	%
, 大, 心中, 存, 上, 人, 少,	
送迎加算(Ⅱ) 10 単	単位
※同一敷地内 70 %	6
障害福祉サービスの体験利用支援加算	
障害福祉サービスの体験利用支援加算(I) 500 単	単位
※地域生活支援拠点等の場合 +50 単	単位
障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) _{250 単}	単位
※地域生活支援拠点等の場合 +50 単	単位
通勤訓練加算 800 単	単位
在宅時生活支援サービス加算 300 単	単位
社会生活支援特別加算 480 単	単位
支援計画会議実施加算 583 単	単位
福祉·介護職員処遇改善加算(I) 6.4 %	6
福祉·介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 4.7 _%	6
福祉·介護職員処遇改善加算(皿) 2.6 _%	6

福祉·介護職員処遇改善加算(IV)	6.9	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(1)	9.0	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(2)	8.6	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(3)	8.8	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(4)	8.4	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(5)	7.3	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(6)	7.1	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(7)	6.5	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(8)	7.3	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(9)	6.3	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(10)	5.2	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(11)	5.6	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(12)	5.0	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(13)	4.8	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(14)	3.5	%	新設
※指定障害者支援施設において行った場合			
福祉·介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	10.7	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(II)	0	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	8.9	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(IV)	7.1	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(1)	9.4	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(2)	8.9	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(3)	0	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(4)	0	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(5)	7.6	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(6)	0	%	新設

※指定障害者支援施設で行った場合	
福祉·介護職員処遇改善加算(I)	6.7 %
福祉•介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	4.9 %
福祉·介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.7 %
※指定障害者支援施設で行った場合	
福祉·介護職員等特定処遇改善加算	1.8 %
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	1.3 %

:			
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(7)	6.7	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(8)	7.6	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(9)	0.0	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(10)	5.4	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(11)	5.8	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(12)	0.0	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(13)	4.9	%	新設
福祉·介護職員処遇改善加算(V)(14)	3.6	%	新設
※令和6年6月1日から算定可能			
※(♥)については、令和7年3月31日まで算定可能			
福祉·介護職員処遇改善加算(I)	6.4	%	
福祉·介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	4.7	%	
福祉·介護職員処遇改善加算(皿)	2.6	%	
※指定障害者支援施設で行った場合			
福祉·介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.7	%	
福祉·介護職員処遇改善加算(II)	4.9	%	
福祉·介護職員処遇改善加算(III)	2.7	%	
福祉·介護職員等特定処遇改善加算(I)	1.7	%	
福祉·介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1.5	%	
※指定障害者支援施設で行った場合			
福祉·介護職員等特定処遇改善加算	1.8	%	
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	1.3	%	
※令和6年5月31日まで算定可能			